

○大蔵委員会

内閣提出法律案(八件)

号 番	件	名									
47※	35※	34※	9※	8※	7※	1					
天皇陛下御即位記念のための十万円の貨幣の発行に関する法律案	国際金融公社への加盟に伴う措置の一部を改正する法律案	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	取引所税法案	租税特別措置法の一部を改正する法律案	所得税法の一部を改正する法律案	厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案	件	名			
タ	タ	タ	タ	タ	タ	衆	院議先				
四、一七	三、二三	三、二二	三、六	三、六	三、六	二、二八	月 提 出				
四、(予)一七	三、(予)二三	三、(予)二二	四、(予)一八	三、(予)二六	三、(予)二七	二、(予)二三	委員会付託	参 議 院			
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	二、三、二六	委員会議決				
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	二、三、二六	本会議議決				
四、一七	三、二二	三、二二	三、一五	三、二二	三、一五	二、三、二三	委員会付託	衆 議 院			
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	二、三、二三	委員会議決				
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	二、三、二三	本会議議決				
						參 本 會 議 諸 旨 說 明 三、二二 三、二六		備 考			

大藏

番号	件名	提出者(月日)	付月日	予備送	衆議院	參議院	備考
5	育児休業手当特別会計法案	糸久八重子 君外七名	(二、五、二二)	二、 五、 六	二、 五、 二〇	委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院
	継続審査					委員会付託 委員会議決 本会議議決	參議院

本院議員提出法律案（一件）

衆議院議員提出法律案（一件）

号 番	5 9	件	名
案	証券取引法の一部を改正する法律		
衆	院議先		
二、 四、一二四	月 提 日 出		
二、 四、一二四 (予)	委員会付託 委員会議決	參 議	院
二、 六、一四	本会議議決		
可 決			
二、 六、一五	委員会付託	衆 議	院
二、 四、一二四	委員会議決		
可 決			
二、 五、三一	本会議議決		
可 決			
二、 六、一	備 考		

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

財政上の措置

一、厚生保険特別会計の業務勘定に特別保健福祉事業資金をおき、資金に充てるため必要があるときは、一般会計から繰り入れをすることができることとし、その資金の運用益は特別保健福祉事業に要する経費に充てることができることとする。

二、厚生年金保険事業の長期的安定を確保するために必要なときは、本会計の業務勘定から年金勘定に資金の額を限度として繰り入れをすることができることとし、繰り入れをした場合、当該繰入金に相当する金額は、厚生年金国庫負担繰り延べの繰り戻しとして、一般会計から年金勘定に繰り入れたものみなすこととする。

三、厚生年金保険特別会計において、当分の間、国民の老後ににおける健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、次に掲げる特別保健福祉事業を行うこととする。

- 1 社会保険診療報酬支払基金が行う老人保健関係業務に対する補助
- 2 老人保健法の規定による拠出金の一部に充てるための健康勘定への繰り入れ
- 3 老人保健法の規定による拠出金の一部及び船員保険事業の福祉施設費に充てるための船員保険特別会計への繰り入れ
- 4 健康保険事業の保健施設及び福祉施設その他に係る

委員長報告

ただいま議題となりました厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年度補正予算において、厚生保険特

別会計に一般会計からの繰入金により、特別保健福祉事業

資金を設置し、その運用益を老人保健制度の基盤安定化の措置に充てることができるようになるとともに、この資金を過去における厚生年金保険国庫負担繰り延べ措置についての将来の返済のために用いることができるよう、所要の法的措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、厚生年金保険へのいわゆる隠れ借金の返済と本法律案との関係、平成二年度に予定している特別保健福祉事業の内容、資金及び基金設置の基準とその概要等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

要旨

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、公的年金等控除額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額を引き上げる等の措置を講じようとするとものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公的年金等控除額の引き上げ等

1 定額控除の引き上げ

年齢六十五歳以上の者 百万円（現行八十万円）

年齢六十五歳未満の者 五十万円（現行四十万円）

2 最低保障額の引き上げ

年齢六十五歳以上の者 百四十万円（現行百二十万円）

年齢六十五歳未満の者 七十万円（現行六十万円）

二、個人年金保険料について現行の生命保険料控除から除外して別に控除を認めることとし、控除限度額を五万円とする。（控除率は、支払個人年金保険料二万五千円までの部分については全額、二万五千円を超える部分については四分の一とする。）

三、その他、寡婦（寡夫）控除の適用要件である所得限度額の五百万円（現行三百万円）への引き上げ、芸術に関

する顕著な貢献を表彰するものとして交付される金品で

特定のものの非課税等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込額は、平成二年
度約八百二十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵
委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律案は、最近における社会
経済情勢にかんがみ、公的年金等控除額及び個人年金保険
契約等に係る生命保険料控除額を引き上げる等の改正を行
おうとするものであります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、当面の政策
的要請に対応するとの観点から、土地税制の改正、住宅取
得促進税制の拡充、製品輸入の促進に資するための措置を
講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行うほか、
所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
は、内外経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の
開放を図る等の見地から、関税率、戻し税制度、減免税還
付制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

す。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、
個人年金保険料控除額拡大の理由及び今後における社会保
障制度のあり方、政策効果を見きわめた租税特別措置の適
宜見直しの必要性、地価急騰対策としての税制の役割と政
府の認識、製品輸入促進税制創設による輸入拡大効果及び
国民経済への影響、麻薬・覚せい剤等の密輸事犯増大への
対処策と税関職員定員確保の必要性等について質疑が行わ
れましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、まず、所得税法改正案について採決に入
りましたところ、本法律案は全会一致を持って原案どおり
可決すべきものと決定いたしました。

次いで、租税特別措置法改正案及び関税定率法及び関税
暫定措置法改正案について討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して近藤忠孝委員より、両法律案に反対する
旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案について順次採決の結果、いず
れも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし
ました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、土地税制の改正、住宅取得促進税制の拡充、製品輸入の促進に資するための措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地税制

1 超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度の適用期限を二年延長する。

2 土地等の譲渡所得の長期・短期を所有期間五年により区分する特例の適用期限を二年延長する。

なお、建物等の譲渡所得の長期・短期の区分についても、新たに、土地と同様に所有期間五年により区分する。

3 次の譲渡所得の特別控除額の特例を一年延長する。

イ 収用等の場合の特別控除額を五千万円とする特例

ロ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除額を八百万円とする特例

二、住宅税制

住宅取得促進税制について、控除期間を自己の居住の用に供した日の属する年以後六年間（現行五年間）とするとともに、適用対象となる増改築等の工事費用要件を一百万円超（現行二百万円超）に引き下げた上、その適用期限を二年延長する。

三、製品輸入促進税制

卸・小売業者または製造業者が、輸入促進対象製品の輸入を基準年次に比し、一定割合以上増加させた場合に、卸・小売業者には一定の準備金の積み立て、製造業者は税額控除または割増償却を認める製品輸入促進税制を創設する。

四、租税特別措置の整理合理化等

中小企業等海外市場開拓準備金の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税、中小企業の貸倒引当金の特例、住宅資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込額は、平成二年度約千三百六十億円である。

委員長報告

九〇ページ参照

取引所税法案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、最近における先物取引等の実情にかんがみ、取引所税の課税の対象及び税率を見直すとともに、賦課課税を特別徴収に改める等所要の規定の整備合理化を図るため、取引所税法の全部を改正しようとするとともに、その主な内容は次のとおりである。

一、課税の対象

課税対象とされていない有価証券指數等先物取引、金融指標先物取引及び通貨等先物取引並びにオプション取引を新たに加え、取引所の市場における先物取引及びオプション取引（以下「先物取引等」という。）を課税対象とする。

二、納税義務者

取引所の会員を納税義務者とする。

三、納税地

先物取引等が行われた取引所の所在地を納税地とする。

四、課税標準

課税標準は、先物取引については契約金額または取引金額、オプション取引については対価の額とする。

五、税率

税率を、先物取引については万分の〇・一、オプション取引については万分の一とすることとし、有価証券取引及び商品の先物取引の税率（現行万分の一）を引き下げる。

六、納税方法

現行の賦課課税方式から、取引所が、先物取引等が行われた際、取引所の会員から取引所税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに納付する特別徴収方式に改める。

七、その他

取引所税法の全文をカタカナ文語体からひらがな口語体に改めるとともに、記帳義務に関する規定その他所要の規定の整備合理化を図る。

八、経過措置

1 米ドル短期金利先物取引及び日本円・米ドル通貨先物取引については、二年間の経過措置として、課税を延期する。

2 日本国短期金利先物取引の税率については、二年間の経過措置として万分の〇・〇一とする。

なお、本法律施行に伴う租税の增收見込額は、平成二年度約十億円である。

述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

委員長報告

ただいま議題となりました取引所税法案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における先物取引等の実情にかんがみ、現行の取引税について、その名称を取引所税に改め、その課税の対象を見直すとともに税率の調整を図り、あわせて納税方法を特別徴収方式に改める等、所要の規定の整備合理化を図るため、取引所税法の全部を改正しようとするものであります。

委員会におきましては、取引所税の税率の設定の根拠、流通課税についての基本的認識、東京金融先物市場の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（関法第三四号）

要旨

本法律案は、最近における内外経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、戻し税制度、減免税還付制度等について、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、関税率等の改正

1 一層の市場アクセス改善を図る観点から、機械類を中心¹に千八品目の工業製品について、関税の撤廃（千四品目）・引き下げ（四品目）を行う。

2 平成二年度に輸入自由化される牛肉缶詰、りんごジュース等十九品目について、関税率の引き上げ等を行

二、制度関係の改正

1 輸入時と同一状態で再輸出される貨物について、輸入時に所要の手続きをとることを条件に、輸入時に納付された関税の払い戻しを受けることができる制度を創設する。

2 平成二年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度について、その適用期限の延長等所要の改正を行う。

3、暫定税率の適用期限の延長等平成二年三月三十一日に適用期限の到来する四千九百四十五品目の暫定税率について、適用期限を一年延長する等の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う平成二年度一般会計の関税減収見込額は、約四百三十億円である。

委員長報告
九〇ページ参照
国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、ともに世界銀行グループに属して、開発途上国の開発援助を促進する国際金融公社及び国際開発協会の両機関への出資の額が増額されることとなるのに伴い、我が国が両機関に対し、追加出資ができるようにするものであって、その内容は次のとおりである。

一、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、開発途上国の民間企業を対象に投融資を行っている国際金融公社に対し、従来の出資の額のほか、二千三百七十三万八千合衆国ドルの範囲内において出資することができることとする。

二、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、低所得開発途上国を対象に無利子による融資を行っている国際開発協会に対し、従来の出資の額のほか、四千三百三十一億二千八百四十八万円の範囲内において出資することができる」ととする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま

す。

まず、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、開発途上国に対する開発援助機関である国際金融公社及び国際開発協会への出資の額がそれぞれ増額されることとなるのに伴い、我が国が、国際金融公社に対して、一千三百七十三万八千ドルの追加出資を、また、国際開発協会に対して、約四千三百三十一億円の追加出資を行いうるよう、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、この追加出資により、国際金融公社に対する我が国の出資シェアは、第五位から第二位に引き上げられることとなります。

次に、天皇陛下御即位記念のための十万円の貨幣の発行に関する法律案は、天皇陛下の御即位を記念して、特別に十萬円の貨幣を発行できることととともに、本貨幣については、貨幣の単位及び貨幣の発行等に関する法律の關係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定める等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、IMF等国際機関への出資シェア上昇に伴う我が国の役割、

援助対象国の実情に即した援助のあり方、金貨偽造事件の概要と捜査の状況、記念金貨を法定通貨とするとの適否等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両法律案に対し、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって、原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正案について、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

天皇陛下御即位記念のための十万円の貨幣の発行に関する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、天皇陛下の御即位を記念して、特別に十万円の貨幣を発行できることとするほか、この貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律

の関係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定めようとするものである。なお、本法律施行に伴い、十万円記念金貨幣は、三百五十万枚の発行が予定されている。

委員長報告

九四ページ参照

証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

要旨

本法律案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、証券市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る観点から公開買付制度の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株券等の大量保有の状況に関する開示制度の導入

1 いわゆる5%ルールを導入することとし、上場会社等の発行済株式総数等の5%を超える株券等を実質的

に保有することとなつた場合、その株券等の保有状況

を五日以内に大蔵大臣に報告することを義務付ける。

2 1の報告を行つてから後に、株券等の保有割合の一%以上の変動があつた場合にも同様とする。

3 報告書の不提出、虚偽記載等については、刑事罰則を設ける。

二、公開買付制度の見直し

1 公開買付けの事前届出制を廃止し、新聞公告をもつて公開買付けができることとし、公告日に公開買付届出書を大蔵大臣に提出する。

2 制度の対象範囲について、発行済株式総数等の一〇%以上を所有することとなる証券市場外の買付けを、五%ルールの導入に合わせて、五%超に引き下げる。

三、その他の改正

外国の証券規制当局が行う行政上の調査に関し要請があつた場合には、関係人に対しても報告または資料の提出を求めることができる。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、市場の透明性を確保し、投資家保護を一層徹底する観点から、株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る観点から、公開買付制度の見直し等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、株式等の大量保有状況に係る五%ルールの実効性、公開買付制度の実施基準を緩和する意図の有無、銀行・証券業務の相互乗り入れに伴う諸問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるも

のでありますて、昭和五十八年のいわゆる出資法改正法附則の規定に基づき、貸金業者等の現行の貸付上限金利の年五四・七五%から本則金利の四〇・〇〇四%へ移行する時期を平成三年十月三十一日とし、その翌日から本則金利を適用することとともに、電話担保金融については、その特殊性にかんがみ、当分の間、現行の上限金利を据え置くこととする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案（衆第一三号）

要旨

本法律案は、昭和五十八年のいわゆる出資法改正法の附則第四項の規定に基づき、貸金業者等の現行の貸付上限金利年五四・七五%から本則金利の四〇・〇〇四%へ移行する時期について、同法附則第三項の「別に法律で定める日」

を平成三年十月三十一日とし、その翌日から本則金利を適用することとするとともに、電話担保金融については、特別の初期費用を要すること等を考慮して、当分の間、現行の上限金利を据え置くこととする等の措置を講じようとするものである。

委員長報告

九六ページ参照